

京都市告示第381号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道を変更するので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成16年12月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 下水道の名称

京都市公共下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

北区上賀茂神山，北区上賀茂本山，伏見区日野田頼町，宇治市木幡平尾の各一部

3 縦覧場所

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局下水道部計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)